

# 平成30年度 さいたま市立日進小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめから一人でも多くの児童を救うために、児童にかかわる大人一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚していかなければならない。本校の全児童が安心でき、自己有用観や充実感を感じられ、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。そのために、学校における教育活動全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など温かい人間関係を構築していくことなどの未然防止の観点を重要視していく。いじめが起きない学級、いじめを起こさない学校、いじめを許さない学校をつくるため、「さいたま市立日進小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりを確立する。学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめる児童に対し、成長的観点に立ち毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育むと共に、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していく。また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月間を目安とする。

## ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

※ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断していく。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）\*地域の会と兼ねる

(1) 目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導部員、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、（さわやか相談員、スクールカウンセラー）、学校地域連携コーディネーター、PTA役員、主任・民生児童委員、自治会長等

※必要に応じて構成員以外の関係者（スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者）を招集

(3) 開催

ア 定例会（各学期1回程度開催）

イ 校内委員会（生徒指導部会・生徒指導委員会と兼ねて開催 月1回）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

#### 【未然防止】

・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

#### 【早期発見・事案対処】

・いじめの相談・通報を受ける窓口

・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録

・いじめに係る情報（疑いや人間関係の悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、および関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う

・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応の方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

#### 【各種取組】

・校内研修

・学校いじめ防止基本方針の点検、見直し

### 2 日進小なかよし会議

(1) 目的：いじめを自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作る

うとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

- (2) 構成員：児童会会長、児童会副会長、児童会書記、代表委員
- (3) 開催：代表委員会と兼ねて実施（6月）
- (4) 内容
  - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
  - イ 話し合いの結果を学校に発信する。
  - ウ 提言した取組を推進する。
  - エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、話し合いを行う。

## V いじめの未然防止

<学校いじめ防止プログラム>

### 1 道徳教育の充実

#### (1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳主任を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

#### (2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開  
心があつたかくなる木（全校児童が参加し友達からされてうれしかったこと・友達のよいところ）の掲示
- ・児童へ学校いじめ対策組織の紹介
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任による指導
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

### 3 「人間関係プログラム」を通して

#### (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、温かな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

#### (2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

(3) 心と生活のアンケートの調査結果を生かして

○各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団作りに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施：5・6年生 5月の大型連休前

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「携帯インターネット安全教室」の実施：5年生

6 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

7 さいたま市子ども会議・いじめ防止シンポジウムへの参加、報告（代表児童）

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底 等

(2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている、発言後のからかいや嘲笑 等

(3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる、いつもトイレの個室にこもっている 等

(4) 給食：班から机を離す、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等

(5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる、下校ルートを変える 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回実施）＊必要に応じて実施する

(2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行い、記録をとり保存する。面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

### 4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 年1回、教育相談週間を設定する。（11月）
- (2) 毎月、「にここ相談日」を設定し、保護者が相談を行うことができる体制づくりをする。  
※相談相手はSCやSSW、担任、養護教諭 等

### 5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 12月（学校評価と兼ねて実施）
- (2) アンケート結果の活用 : 集計後、家庭、地域に学校だよりを配付。

### 6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員 : 年1回、連絡協議会を持ち、児童の居住地域担当の委員と学校が情報交換を行う。
- (2) 防犯ボランティア : 毎日通学路に立ち、児童の見守り活動を行い、学校と情報の交換をしている。
- (3) 学校評議員 : 年2回会合を開き、教室参観した中で多方面からの指摘や評価をいただく。

## Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、保護者等から情報を把握したりしたときは、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「**児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応**」に基づき、全校をあげて対応する。

- **校長は**、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- **教頭は**、情報を整理し、方針に基づき、対応に対する助言を行う。
- **教務主任は**、学年、教頭を補佐し、指導に対する助言・補足を行う。
- **担任は**、事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保をする。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- **学年担当は**、担任とともに事実確認のための情報収集を行う。情報を整理し、事実関係を取りまとめる。
- **学年主任は**、担当する学年児童の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。校長（教頭）に報告する。
- **生徒指導主任は**、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報について全教職員で共通理解をするための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- **教育相談主任は**、担任および学年主任から情報を集め、相談機関との連絡調整を図る。家庭からの相談を受ける。養護教諭とともに児童の様子を把握し、安全確保をする。

- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、身体的・精神的な苦痛や危害を受けていないかいじめられている児童の様子を把握し、児童の安全確保を行う。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援やカウンセリングを行う。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリングを行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異常を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
  - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 児童が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
    - ・ 年間30日を目安とする。
    - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 学校及び学校の教職員の対応
  - ア) 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあるとき）は、直ちに教育委員会に一報する。
  - イ) 学校及び学校の教職員は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
  - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

### ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通して行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### 1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：年度初め
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

### 2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」

○授業規律：チャイムで着席する習慣化、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の聞き方の指導  
すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫

- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修

○児童生徒理解など

- (3) 情報モラル研修：「ネットトラブル」等に迅速かつ的確に対応するために情報教育部と連携して、研修を行う。（8月）

## Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。

- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：4月、9月、1月とする。

- (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、2月とする。

- (3) いじめの問題に関する校内研修会等の開催時期

4月：学校いじめ防止基本方針に係る研修→いじめ防止基本方針の共通理解

5月：特別支援教育に係る研修 →配慮を要する児童の共通理解

8月：生徒指導に係る研修 →生徒指導伝達研修

8月：人権に係る研修 →人権教育

8月：情報モラル研修 →ネットトラブルへの対応

9月：学校いじめ防止基本方針に係る研修→基本方針の改定に伴う研修

